

令和2年度病床機能再編支援補助金について

- 地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進するため、必要と認められる病床削減等に給付金を支給する国庫補助制度「病床機能再編支援補助金」が今年度創設された。
- 補助にあたっては医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経ることとなっており、地域医療構想の実現のため必要か否かの観点から審議をいただくもの。

1 制度の概要（令和2年度国予算額：84億円）

* 定額補助 国 10/10、令和3年度以降も同様の制度が継続見込み。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経たものであること ・ 地域医療構想の実現に必要と認められるものであること 		
	種別	対象	備考
病床削減支援	①病床削減支援給付金	療養病床又は一般病床（対象区分： <u>高度急性期、急性期、慢性期</u> ）を有する病院又は診療所で、 <u>R2年度中に稼働病床の削減を行うもの</u>	▶ 稼働病床△1床につき2百万円程度（病床稼働率等に応じ1,140～2,280千円）
病院統合支援	②医療機関統合支援給付金	療養病床又は一般病床（対象区分： <u>同上</u> ）を有する病院又は診療所が、 <u>病床削減を伴う統合にR2年度中に合意した場合</u> ※1以上の病院廃止（診療所化含む） <u>R7年度中までの完了が条件</u>	▶ 稼働病床△1床につき2百万円程度（病床稼働率等に応じ1,140～2,280千円） ▶ 重点支援区域は単価1.5倍
	③病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金（利子補給）	構想に基づく病院等の統合計画に参加し、 <u>R2年度中に承継病院が、統合によって廃止となる病院の債務返済のため、新たに融資を受けた場合</u>	▶ 当該融資に係る利子の全部又は一部（利率・期間上限あり）

※いずれも病床（①は稼働病床）10%以上削減が条件。回復期病床や介護医療院への転換は除く。

※構想の実現を目的としたものではない病床削減（自己破産による廃院）は対象外。

2 実施主体

都道府県

* 医療審議会及び地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、必要と認められる、自主的な病床削減や病院の統合による病床削減等に給付金を支給

3 支給の要件

病床削減支援給付金の具体的な支給要件は次のとおり。(②～④は確認済)

[支給の要件] (国支給要領から抜粋)

次の全てを満たすこと。

なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床削減(経営困難等を踏まえた自己破産による廃院)は給付の対象とはならない。

	要 件
①	地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること。
②	病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成 30 年度病床機能報告における稼働病床数の合計の 90%以下であること
③	同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
④	同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域(同法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する「構想区域」をいう。以下同じ。)内で開設する病院を増床していないこと。

4 今後のスケジュール

- ・ 地域医療構想調整会議・県医療審議会での審議を経て必要と認められたものについて、国に対し交付申請を行う。
- ・ 今年度内に交付決定、補助金交付を行う。

日 程	内 容	備 考
12 月～ 1 月	地域医療構想調整会議の意見聴取	書面開催
2 月～	県医療審議会の意見聴取	
	交付申請	
	交付決定	
3 月まで	病床削減、補助金交付	

(下関圏域の状況)

5 圏域の課題・将来のあるべき姿（山口県地域医療構想（H28.7）から転記）

(1) 構想区域（保健医療圏）における課題（圏域別）

- 医療機関（急性期を担う病院等）の機能強化（機能集約・分化）
- 回復期におけるリハビリテーション機能の確保
- 地域包括ケアシステムの構築
- 他の圏域（特に北九州医療圏）との連携
- 退院患者を地域で円滑に受け入れることができるよう、在宅医療提供体制の充実強化、介護施設等の受け皿の確保
- 在宅医療への移行による、容態急変時の救急搬送の増大への対応
- 増加傾向にある認知症患者への対応
- 医師、看護師等の医療従事者の確保と適正配置
- 在宅支援を行う医療・介護従事者の育成、確保

(2) 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿（圏域別）

高度急性期・急性期機能

- 高度急性期、急性期医療の充実に向け、医療機関の再編を含めた医療機能の集約化、機能分化・連携が必要です。
- パンデミック発生時に入院治療が可能となる体制の整備が必要です。
- 救急搬送も含めた救急医療体制の充実強化が必要です。

回復期機能

- 不足する回復期機能の確保を進めるため、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等の整備が必要です。
- 入院患者が急性期の医療機関から回復期の医療機関に円滑に移行できるよう、医療機関間の連携体制の構築が必要です。
- 回復期医療の充実を図るため、回復期に特化した専門医の配置や、多様な患者像に対応可能な医療従事者の育成が必要です。

慢性期機能・在宅医療等

- 在宅医療提供体制の充実強化を図るため、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所の整備が必要です。
- 在宅等への移行が円滑に行われるよう、医療療養型病床の在宅復帰機能の充実強化や介護施設の整備等による受け皿の確保が必要です。
- 入院患者の退院調整や在宅療養患者の容態変化時の入院受入調整等を円滑に行う体制の構築が必要です。
- 医療機関や介護施設、行政等の連携による地域包括ケアシステムの構築や、連携のための医療機関と介護施設相互のネットワークの構築が必要です。
- 自宅や介護施設において、看取りができる体制の構築が必要です。
- 認知症患者に対応するため、認知症病棟の整備・充実が必要です。

その他

○リビングウィルに基づいた治療の提供など、患者の意思をより反映する医療提供体制の構築が必要です。

○医療・介護ニーズを抑制するため、健康づくりや介護予防の取組が必要です。

6 平成30年度病床機能報告の状況（下関圏域）

病床区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・ 廃止予定	介護保険施設 移行予定	合計
報告	①H30(2018)現状	307	1,328	1,088	1,861	188	-	4,772
	②R7(2025)予定	307	1,320	1,157	1,434	183	371	4,772
構想	③R7(2025)必要数	264	856	1,067	1,295	-	-	3,482
④構想との差(H30)(①-③)		43	472	21	566	-	-	1,102
⑤構想との差(R7)(②-③)		43	464	90	139	-	-	736

※詳細な報告は別添のとおり

(別紙) 申請概要

病床削減支援給付金について1件の要望あり。(統合支援、債務整理は要望なし)

種別	医療機関名	機能	削減予定数	削減予定時期
病床削減	佐島医院 (下関市田中町)	慢性期	△5床	令和3年(2021年) 3月予定

【内訳】 ※病床数は許可病床数

変更前				変更後			
機能	病床	病棟別内訳		病床	病棟別内訳		
高度急性期							
急性期							
回復期							
慢性期	17床	-	17床	12床	-	12床	
			有床診療所 入院基本料5			有床診療所 入院基本料5	
休棟等							
合計	17床		17床	12床		12床	